

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例（令和7年1月11日京都市条例第16号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの開所時間について、現在、正午から午後8時までとなっている木曜日の開所時間を他の曜日同様、午前10時から午後6時までに変更するため、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第16号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「。ただし、木曜日は、正午から午後8時まで」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)